

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
欠席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役職	氏名	備考
出席	委員	井戸田 敏 明	
欠席	委員	堀 田 薫	
欠席	委員	伊 藤 利 彦	
出席	委員	飯 田 喜美子	
出席	委員	堀 田 為積穂	
出席	委員	加 藤 俊 治	
出席	委員	鈴 木 秀 夫	
出席	委員	加 賀 裕 二	
出席	委員	前 野 順 子	
出席	委員	辻 義 則	
出席	委員	神 田 俊 紀	
出席	委員	平 野 博 吉	
出席	委員	柴 田 隆 吉	
出席	委員	竹 田 義 弘	
出席	委員	池 口 克 八	
出席	委員	横 井 美喜夫	
出席	委員	伊 藤 里 海	
出席	委員	山 田 進	
出席	委員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	奥 田 哲 弘
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 任（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 平成27年9月18日(金) 午前9時00分から午前9時35分</p> <p>2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3. 出席委員(34人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(3人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について</p> <p>日程第 6 決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 9 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(3人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主任 瀧田崇司 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定例会の開会前に、親睦会に関する報告をさせていただきます。</p> <p>9番 太田委員が入院をされましたので、本日定例会終了後、会長及び事務局にてお見舞いをさせていただく予定でございます。尚、規約により5,000円を親睦会より支出させていただきますので、報告させていただきます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、只今より、平成27年9月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条に</p>

会長

より日永会長さんをお願いします。

会長さん宜しくをお願いします。

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中34名で、定足数に達しておりますので、
只今より9月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。
ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号27番 辻 義則 委員

議席番号28番 神田 俊紀 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・10件

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項
の規定による当委員会への意見聴取について・・・・12件

決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・99件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・8件

2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・1件

3. 現況証明願・・・・・・・・・・1件

報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・17件

それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について
審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、
権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

<p>会長</p>	<p>以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より議案第17号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、現住所地にて居住しておりますが、現在の建物については老朽化が激しく、建て替えを検討していたところ、土地の所有者からの同意が得られなかったため、やむなく、申請地へ自己用住宅を建築する計画でございます。なお、現在の住宅につきましては解体することとさせていただきます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では66枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては防草シートを敷く計画でございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では105枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては防草シートを敷く計画でございます。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第18号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

それでは議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請 10件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、学習塾を経営しており、佐屋教室において土地の賃貸契約の解除の申し入れがあり、代替地を探していたところ、現在の教室と通学状況があまり変わらないところ、学習環境のよい平穏で静かな場所を条件に探していたところ、申請地が見つかり、申請地へ学習塾を建築する計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、愛西市内の賃貸アパートにて、家族3人で暮らしておりますが、子どもの成長とともに、現在のアパートでは、大変手狭なことにより、申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、産業廃棄物処理業を営んでおりますが、現在、作業スペースが十分に確保できていないうえ、常時トラック等が混在しており、大変危険な状態であるため、申請地を駐車場として利用し、現在地の作業効率を上げ、安全面の強化を図る計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、現住所地の本家にて、祖父母、両親、兄、弟、夫、子どもの計9人で暮らしておりますが、大変手狭なうえに、生活スペース及びプライベートの確保等に苦慮していたところ、祖父所有地へ、分家住宅を建築する計画でございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、清須市内の賃貸アパートにて、家族3人で暮らしておりますが、子どもが産まれたことにより、物も増え、現在のアパートでは大変手狭なことにより、隣接する宅地と一体利用し、申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、土木建築工事請負業を営んでおり、現在保有する資材置場は、土木用資材機器類で手一杯であり、土木工事業に伴う自社物土砂等雑残土置場が不足している状態のため、申請地を資材置場として利用する計画でございます。なお、申請地は現在保有する資材置場の北側にあります。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗

読及び説明) 申請者は現在、現住所地にて、両親、夫、子ども2人の計6人にて暮らしておりますが、小牧市内の賃貸アパートにて暮らしている、長男夫婦が住所地の実家に戻る事となり、現在の住宅では、居住空間を得る事が困難なため、隣接する宅地と一体利用し、申請地へ自己用住宅を建築する計画でございます。なお、現在の本宅については、長男夫婦に譲るとのことでございます。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、農業・建設機械の修理販売業を行っており、業績も順調に伸びている中、現在の敷地は展示販売車両、修理車両、運搬トラック等が常時混在している状況であり、また今後建機メーカーより息子が戻ってくる予定もあり、更なる業務発展が見込まれるため、現在地北側の申請地を今回敷地拡張し、混在を改善する計画でございます。また、道路を挟んだ東側につきましては、従業員駐車場として利用する計画でございます。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、津島市内の賃貸アパートにて、妻、子どもの計3人で暮らしておりますが、子どもが成長するにつれ、家財道具も増え、大変手狭なことにより、本家に隣接する申請地へ、分家住宅を建築する計画でございます。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、現住所地にて、両親、夫、子どもの計6人で暮らしておりますが、世代間の価値観等の相違を理解することができず、また、子どもが成長するにつれ、大変手狭なことにより、実家敷地に隣接する申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。

以上、10件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第19号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請 10件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

この意見聴取につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づきまして、農地中間管理事業による農地の貸付について、農業委員会の意見を述べるものであります。公益財団法人愛知県農業振興基金では、農地の中間管理権に基づき、農地所有者から農地を借り受けています。この、公益財団法人愛知県農業振興基金とは、農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定に基づき、平成26年3月18日に愛知県知事から農地中間管理機構として指定を受けた機関でございます。今回、この農地を、地域の担い手農家に貸し付ける計画が「農用地利用配分計画案」です。担い手農家である「借受希望登録者」への農地の貸付計画の作成にあたっては、「人・農地プランとの整合」や「現在経営している農用地との位置関係」などにより、その結果を取りまとめたものでございます。

(1番から12番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、作物名、権利の設定、新規設定を朗読及び説明)

議案第20号の意見聴取につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から12番、全体筆数は434筆、面積は351,861㎡でございます。受人の方々につきましては12名の方々でございます。内容につきましては、作物は水稻、普通畑でございます。契約開始年月日は平成27年11月24日、全て新規434件、契約期間は10年、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。以上、ご審議くださいますよう、お願いいたします。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第20号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。

全員賛成ですので、市へ意見なしと答申する事に決定させていただきます。

続きまして、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から99番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第6号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。

	<p>議案番号1番から99番、全体筆数は450筆、面積は370,166㎡でございます。公益財団法人愛知県農業振興基金が受人となって利用権設定された土地は434筆、合計351,861㎡です。公益財団法人愛知県農業振興基金以外の受人は、2名の方々に、16筆、合計18,305㎡でございます。内容につきましては、作物は水稲、普通畑、花卉でございます。公告年月日は平成27年9月30日、契約開始年月日は平成27年10月1日、愛知県農業振興基金は、平成27年11月24日、新規434件、再設定16件、契約期間は6年、10年、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第6号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきますか、何かご質問はございますか。</p>
<p>鈴木義英委員</p>	<p>先程の議案第20号にも関連することでございますが、集落営農から中間管理事業へ切り替わっていくと考えてよいのでしょうか。通常の利用権設定という制度は順番に中間管理事業へと移行していくものなのではないのでしょうか。農地集積と言った点からすると、そうならざるを得ないのででしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>基本的に担い手農家の中には、集落営農も入ります。たまたま今回については、営農組合が解散されるということで、中間管理事業に乗ったという形になります。市としては集落営農をなくして、中間管理機構の方へ移行するという事は一切考えておりません。営農組合は営農組合としてやっていただくべきです。たまたまタイミングがあって今回移行しただけのことです。</p>
<p>鈴木義英委員</p>	<p>「人・農地プラン」にて指定されたオペレーターさんは、この地域だと〇〇オペレーターさんということになるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の案件は、今までも、これからは形態としては変わらないです。権利の設定をするかどうかという違いかと思えます。</p>
<p>鈴木義英委員</p>	<p>稲葉の集落営農については、中間管理事業へ移行していったということは、「人・農地プラン」の中で、ゾーニングが決定された中で、農業委員会へ意見を求められるとすれば、今までの状態が維持されるということで言えば、これがベストの選択になるのかなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から8番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、8件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、専決報告 3件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から17番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、17件の合意解約の通知を受付いたしました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

(発言なし)
宜しいでしょうか。
それでは、報告 1 件 について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。
これをもちまして、9月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時35分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成27年9月18日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号 27番委員 辻 義 則

議事録署名者
議席番号 28番委員 神 田 俊 紀